

○国土交通省令第九十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百九十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 検査に係る船級協会の登録（第三十七条の四―第三十七条の七）」を「第二款

第三款

二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録（第三十七条の三の六―第三十七

検査に係る船級協会の登録（第三十七条の四―第三十七条の七）

条の三の九）

に改める。

第四条第一項の表第一号中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第二章の三中第十二条の三の前に次の一条を加える。

（例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録）

第十二条の二の四十三 国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行つたときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行つた場合は、この限りでない。

- 一 排出の日時及び排出時における船舶の位置
- 二 排出した船舶発生廃棄物の種類及び量
- 三 排出の状況及び理由

四 排出を防止するためにとつた措置

第十二条の三の二の二の次に次の三条を加える。

(殺菌するための措置)

第十二条の三の二の三 令別表第二の二第一号及び別表第四第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。

(令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質)

第十二条の三の二の四 令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 日本工業規格 Z 七二五二 (GHS に基づく化学物質等の分類方法) 附属書 K (水生環境有害性) に規定する急性毒性区分一又は慢性毒性区分一若しくは慢性毒性区分二に該当する物質

二 合成高分子化合物

(特定船舶)

第十二条の三の二の五 令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第七号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げ

る廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

第十二条の三の三中「四百トン」を「百トン」に改め、「相当する搭載人員」の下に「。第十二条の三の五において同じ。」を加える。

第十二条の三の五中「第十二条の三の三に規定する」を「総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の」に改める。

第十二条の三の六第一項の表第四号下欄に次のように加える。

#### 4 排出を防止するためにとつた措置

第十二条の十七の六中「第十一条の十第一項の表第一号及び第二号」を「第十一条の十の表第一号上欄」に、「同条第二項第一号イ」を「同号下欄」に改め、同条第三号中「第十一条の十第二項第一号イ」を「第十一条の十の表第一号下欄」に改める。

第十二条の十七の十五中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に改める。

第十二条の十七の十六中「第十九条の二十六第二項第一号」を「第十九条の三十五の四第二項第一号」に、「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の三十五の四第一項」に改める。

第十二条の十七の十七中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改める。

第三十七条の三の四第一項中「この条」の下に「、第三十七条の三の八」を加える。

第四章の二第一節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録

(二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録の申請)

第三十七条の三の六 法第十九条の三十第一項(法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が承認又は確認を行おうとする事業所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が承認及び確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、こ

れに準ずるもの）及び履歴書

三 確認に用いる法別表第一の三に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 承認又は確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 承認又は確認を行う者が、法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第三十七条の三の七 法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 承認又は確認を行つた年月日及び場所

六 承認又は確認を行つた事業所の名称

七 承認又は確認の結果

八 その他承認又は確認の実施状況に関する事項

2 法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、承認又は確認の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第三十七条の三の八 船級協会は、法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認を行つた場合は、速やかに、同項の規定による承認又は確認に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 承認又は確認を行つた年月日及び場所

六 承認又は確認を行つた事業所の名称

七 承認又は確認の結果

3 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認の依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、船級協会の行つた法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認が適当でないとする場合は、同項の規定による承認又は確認のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)

第三十七条の三の九 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。)の規定は、法第十九条の三十第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う承認及び確認について準用する。この場合において、同令第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「承認員」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項中「第十九条の十五第三項（ ）の下に「法第十九条の三十第三項又は」を加える。

第一号の五様式を次のように改める。



第1号の5様式 (第12条の3の6関係)

船舶発生廃棄物記録簿  
RECORD OF GARBAGE DISCHARGES

船名  
Ship's Name \_\_\_\_\_  
船舶番号又は信号符字  
Distinctive No., or letters \_\_\_\_\_  
IMO 番号  
IMO NO. \_\_\_\_\_  
期 間 から まで  
Period from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_

日時	船舶の位置/備考 (事故による排出に関する事項等)	廃棄物の種類	排出され、又は焼却される廃棄物の概量	海洋に排出される廃棄物の概量	受入施設へ排出される廃棄物の概量	焼却される廃棄物の概量	証明/署名
Date/Time	Position of the Ship/Remarks (e.g., accidental loss)	Category	Estimated Amount Discharged or Incinerated (m <sup>3</sup> )	To Sea (m <sup>3</sup> )	To Reception Facility (m <sup>3</sup> )	Incineration (m <sup>3</sup> )	Certification/Signature

船長の署名  
Master's Signature: \_\_\_\_\_  
日付  
Date: \_\_\_\_\_

備考

1 廃棄物の分類は以下のとおりとする。

Garbage is to be grouped into categories for the purposes of this record as follows

種類A: プラスチック

Category A: Plastics

種類B: 食物くず

Category B: Food Wastes

種類C: 船上一般廃棄物 (紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等)

Category C: Domestic Wastes (e.g., paper products, rags, glass, metal, bottles, crockery, etc.)

種類D: 料理油

Category D: Cooking Oil

種類E: 焼却炉の灰

Category E: Incinerator Ashes

種類F: 運航上の廃棄物

Category F: Operational Wastes

種類G: 貨物の残留物

Category G: Cargo Residues

種類H: 動物の死体

Category H: Animal Carcass(es)

種類I: 漁具

Category I: Fishing Gear

2 貨物の残留物を排出する場合にあつては、排出の開始時及び終了時における船舶の位置を記録すること。

3 本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

第七号様式(一)中「法第19条の46第3項」を「法第19条の30第3項又は法第19条の46第3項」に改

「(船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書

第十九条の三十

め、同様式(三)中「(船級協会の検査)」を

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録

(船級協会の検査)

の承認等)

並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。(後段略)

に改める。

(船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部改正)

第二条 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令(昭和四十七年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第四条の二第一項第三号」を「第四条の二第一項第四号」に、「別表上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる物質を含む洗浄剤を含まないこと。

イ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十条の二の三の告示で定める物質

ロ 日本工業規格 Z 七二五二（GHS に基づく化学物質等の分類方法）に規定する発がん性、生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有する物質

二 国土交通大臣が定める方法により検定した場合における別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げるとおりであること。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令

目次中「第十二章 雑則（第四十七条）」を「第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二

第十三章 雑則（第五十条）

酸化炭素放出抑制指標（第四十七条―第四十九条）

に改める。

第四十五条第一項中「第十九条の二十六第二項本文」を「第十九条の三十五の四第二項本文」に改める。

第四十七条中「大気の汚染」の下に「、地球温暖化」を加え、第十二章中同条を第五十条とする。第十二章を第十三章とし、第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制航行手引書）

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出の抑制に関する目標
- 二 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための取組の具体的な内容
- 三 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出状況の確認方法

四 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項

五 法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

(二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行)

第四十八条 法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一 無風状態で航行させること。

二 静穏な海域において航行させること。

三 次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航行させること。

船舶の用途	喫水
一 コンテナ船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第 号） 第一条第五項に規定するコンテナ船を	載貨重量トン数に十分の七を乗じて得た値の重量の貨物等を積載した場合における喫水

いう。以下この条及び次条において同じ。）

二 コンテナ船以外の船舶

満載喫水線規則第三十六条に規定する夏期満載喫水線（同令第六十五条の二（同令第六十六条の規定により準用する場合を含む。）に規定する海水満載喫水線を有する船舶にあつては当該海水満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水満載喫水線を有しない船舶にあつては同令第三章第一節及び第二節の規定により算定した海水満載喫水線に相当する喫水線）における喫水

（二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準）

第四十九条 法第十九条の二十六第一項第一号の国土交通省令で定める二酸化炭素放出抑制指標の算定の技術上の基準は、次の算式のとおりとする。

$$CO_2Me + CO_2Ae - CO_2R$$

V・CAP

$CO_2Me$  は、船舶の主たる推進力を得るための原動機（以下この条において「主機」という。）をその

連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転した際に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（グラム）

$CO_2Ae$  は、主機以外の原動機（以下この条において「補助機関」という。）を航行中の船舶において

通常必要な電力を供給するための出力で運転した際に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（二酸化炭素放出抑制装置（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出量を抑制するための装置をいう。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）

$CO_2R$  は、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、 $CO_2Me$  の値から、当該装置を使用し、かつ

、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）

Vは、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）

CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の指示するところによることができる。

船舶の用途	CAP
一 コンテナ船 二 旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。 。以下この条において同じ。）	載貨重量トン数に十分の七を乗じて得た値 総トン数
三 コンテナ船及び旅客船以外の船舶	載貨重量トン数

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部改正）

第四条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則

目次中「第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七）第一」  
 「第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七）

条の十九)」を 第一章の五 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標  
第一章の六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第一条の二十八―第一条の三十  
―第一条の十九)

に係る確認(第一条の二十一―第一条の二十七) に改める。

三)

第一章の四の次に次の二章を加える。

第一章の五 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

(法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数)

第一条の二十 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、海上自  
衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶とする。

(船舶の改造)

第一条の二十二 法第十九条の二十五第一項後段の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造  
とする。

一 船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造

二 船舶の種類を変更する改造

三 船舶の主たる推進力を得るための原動機（次条において「主機」という。）の連続最大出力を変更する改造

四 二酸化炭素放出抑制装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十九条に規定する二酸化炭素放出抑制装置をいう。第一条の二十六第一項第三号において同じ。）の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造（当該装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる改造と同等以上に二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

（航海の態様が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関）

第一条の二十三 法第十九条の二十六第二項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 船舶安全法施行規則第一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる船舶

二 海上保安庁の使用する船舶

三 前二号に掲げるもののほか、航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶

2 法第十九条の二十六第二項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。

- 一 電気推進機関
- 二 主機にタービンを使用する推進機関
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関

(手引書承認等の引継ぎ)

第一条の二十四 法第十九条の二十五第一項に規定する承認及び法第十九条の二十六第一項に規定する確認(以下「指標確認」という。)(以下「手引書承認等」という。)を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継申請書(第一号の五の二様式)を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。

(手引書承認等の申請)

第一条の二十五 手引書承認等を受けようとする者は、手引書承認等申請書(第一号の五の三様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

(添付書類)

第一条の二十六 手引書承認等申請書には、指標確認を受けなければならない場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船舶の製造仕様書

二 二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書

三 二酸化炭素放出抑制装置を設置する場合にあつては、次の書類

イ 二酸化炭素放出抑制装置の製造仕様書

ロ 二酸化炭素放出抑制装置の構造及び配置を示す図面

2 地方運輸局長は、手引書承認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

(指標確認の準備)

第一条の二十七 指標確認を受けようとする者は次に掲げる準備をするものとする。

一 船舶(第一条の二十二各号に掲げる改造を行った場合においては、当該改造後の船舶。次号において同じ。)の設計についての水槽による推進性能試験

二 船舶についての実地による推進性能試験

2 地方運輸局長は、指標確認のため必要があると認める場合において前項の準備のほか必要な準

備を求め、又は同項の準備の一部についてその省略を認めることができる。

## 第一章の六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書

### (国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)

第一条の二十八 法第十九条の二十七第一項の規定により交付する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、第一号の五の四様式によるものとする。

### (国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請)

第一条の二十九 法第十九条の三十第二項の船級協会（次項において単に「船級協会」という。）

が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船級船」という。）に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書（第一号の五の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に関する書類

二 船級協会の二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する書類（指標確認を受けなければならない船舶に限る。）

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付)

第一条の三十 船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失し、又はき損した場合は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書(第一号の五の六様式)を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(き損した場合に限る。)及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換え)

第一条の三十一 船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書(第一号の五の七様式)を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3 第一項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えを受けようとする事項が船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項

に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納)

第一条の三十二 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第三号の場合にあつては、発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶でなくなつたとき。

三 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付を受けた後、その滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を発見したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、船舶が国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を受有することを要しなくなつたとき。

(第二議定書締約国の船舶に対する証書の交付)

第一条の三十三 法第十九条の三十五の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の二十八に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とする。

2 第一条の二十五の規定は法第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認及び法第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認(以下「相当指標確認」という。)(以下「相当手引書承認等」という。)について、第一条の二十七の規定は相当指標確認について、それぞれ準用する。

3 地方運輸局長は、相当手引書承認等を行う場合において、当該相当手引書承認等に必要書類の提出を求めることができる。

第二条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第十六条第二号中「(明治三十二年法律第四十六号)」を削る。

第十九条第一項中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第二十条の二中「から定期検査」の下に「（検査対象船舶級船にあつては、船舶協会が法第十九条の四十六第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二十二條において「定期検査等」という。）」を加え、「船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は」を「法第十九条の三十七第六項各号に掲げる場合又は検査対象船舶が」に、「以降に定期検査」を「以降に定期検査等」に、「当該船舶」を「当該検査対象船舶」に改める。

第二十一条第一項中「（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「従事する船舶」を「従事する検査対象船舶」に改め、「除く。」が「の下に」、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において」を加え、「定期検査」を「定期検査等」に改め、同項第二号中「船舶」を「検査対象船舶」に改め、「ものが」の下に「、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、」を加え、同項第三号中「船舶が」を「検査対象船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、」に改め、同条第二項及び第三項中「船舶」を「検査対象船舶」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由は、検査対象船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることが

困難であることとする。

2 法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船級船に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 海洋汚染等防止証書の写し

二 海洋汚染等防止検査手帳の写し

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 地方運輸局長は、検査対象船級船以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行つたときは、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 前項の規定により海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳の返付を受けた者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を地方運輸局長に提出しなければならない。

第二十二條第一項中「第十三條の規定により」を「従前の」に、「定期検査」を「定期検査等

を受け、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付」に、「当該海洋汚染等防止証書」を「従前の海洋汚染等防止証書」に改める。

第二十四条第一項中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第二十八条第一項中「国際海洋汚染等防止証書」を「法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第二項ただし書の規定による国際海洋汚染等防止証書」に改め、同条第三項中「第二十一条第二項、第三項」を「第二十一条第一項から第三項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に第五項において準用する第二十一条の二第一項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、国際海洋汚染等防止証書の写しを添付しなければならない。

2 地方運輸局長は、検査対象船級船以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行ったときは、第六条第一項の規定により提出された国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船舶が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

3 船級協会は、検査対象船級船に係る第一項の確認を受けた者からの申請により、国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船級船が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

4 第二項の規定により国際海洋汚染等防止証書の返付を受けた者は、当該国際海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の国際海洋汚染等防止証書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5 第二十一条の二第一項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

第三十二条第一項中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改め、同条第二項中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第四十五条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「国際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え」の下に「、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付若しくは書換え」を加え、「船級船」を「二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付若しくは検査対象船級船」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の五に定める額（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、別表第一の六に定める額）の手数料を納付しなけ

ればならない。

4 外国において手引書承認等を受ける場合における手引書承認等の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

第四十六条第一項中「法第十九条の十八」の下に、「法第十九条の二十五第一項、法第十九条の二十六第一項、法第十九条の二十七第一項及び第三項、法第十九条の三十五」を加え、「第六項」を「第八項」に改め、同条第二項中「法第十九条の四十八第一項」を「法第十九条の三十一第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）」、法第十九条の三十三第一項、法第十九条の四十八第一項」に改める。

別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の五（第四十五条関係）

手引書承認等（指標確認を受けなければなら ない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,500	102,400
手引書承認等（指標確認を受けなければなら ない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなけ	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上

ればならない場合に限る。) 相当手引書承認等 (相当指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	金額 (円)	83,500	102,400
	総トン数 (トン) 金額 (円)	10,000未満 9,200	10,000以上 15,500

別表第一の六 (第四十五条関係)

手引書承認等 (指標確認を受けなければならぬ場合に限る。)	総トン数 (トン)	10,000未満	10,000以上
	金額 (円)	83,400	102,200
手引書承認等 (指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数 (トン)	10,000未満	10,000以上
	金額 (円)	9,000	15,300
相当手引書承認等 (相当指標確認を受けなければならぬ場合に限る。)	総トン数 (トン)	10,000未満	10,000以上
	金額 (円)	83,400	102,200
相当手引書承認等 (相当指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数 (トン)	10,000未満	10,000以上
	金額 (円)	9,000	15,300

別表第三国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換えの項の次に次のように加える。

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1通につき	4,200円
--------------------------	-------	--------

別表第三予備検査合格証明書の再交付の項の次に次のように加える。

二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素	1通につき	3,400円
--------------------------	-------	--------

放出抑制船舶証書の交付

別表第三中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

別表第三の二国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換えの項の次に次のように加える。

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え

1 通につき 4,050円

別表第三の二予備検査合格証明書の再交付の項の次に次のように加える。

二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素  
放出抑制船舶証書の交付

1 通につき 3,200円

別表第三の二中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第一号様式から第一号の二の四様式まで、第一号の四様式及び第一号の五様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改め、第一号の五様式の次に次の六様式を加える。



第一号の五の二様式（第一条の二十四関係）

手引書承認等引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の24の規定により、次のとおり申請します。

船 名	船 舶 番 号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
引継ぎ後二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受けようとする時期	
引継ぎ後二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受けようとする場所	
二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等の引継ぎを受けようとする理由	
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の三様式（第一条の二十五関係）

手引書承認等申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の25の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の有無			
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けようとする時期			
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けようとする場所			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 総トン数の欄には、法第51条の4の規定による総トン数を記載すること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の四様式（第一条の二十八関係）

番号 第 号  
Certificate No.....

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書  
INTERNATIONAL ENERGY EFFICIENCY CERTIFICATE



日本国  
JAPAN

決議MEPC.203(62)によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.203(62), to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

- 船名  
Name of ship .....
- 船舶番号又は信号符字  
Distinctive number or letters .....
- 船籍港  
Port of registry .....
- 総トン数  
Gross tonnage .....
- 国際海事機関船舶識別番号  
IMO Number .....

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- 1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則4に基づいて検査されたこと。
- 1 That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5.4 of Annex VI of the Convention; and
- 2 検査の結果、この船舶が第20規則、第21規則及び第22規則の関係要件に適合していること。
- 2 That the survey shows that the ship complies with the applicable requirements in regulation 20, regulation 21 and regulation 22.

この証書の基となる検査が完了した日 .....

Completion date of survey on which this Certificate is based: .....

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at .....

(Place of issue of certificate)

.....  
(発給の日)

.....  
(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長  
 運 輸 監 理 部 長  
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長  
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE証書) の追補  
 Supplement to the International Energy Efficiency Certificate  
 (IEE Certificate)

二酸化炭素放出抑制に関する構造の記録  
 RECORD OF CONSTRUCTION RELATING TO ENERGY EFFICIENCY

注釈  
 Notes:

1 この記録は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に常に添付しておく。国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、いかなる時も船内に備えておく。

1 This Record shall be permanently attached to the IEE Certificate. The IEE Certificate shall be available on board the ship at all times.

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing Party is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない」又は「適用がない。」の場合は「-」を、記入する。

3 Entries in boxes shall be made by inserting either: a cross (x) for the answers "yes" and "applicable"; or a dash (-) for the answers "no" and "not applicable", as appropriate.

4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。

4 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations in Annex VI of the Convention, and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1 船舶の要目

Particulars of ship

- 1.1 船名  
Name of ship .....
- 1.2 国際海事機関船舶識別番号  
IMO number .....
- 1.3 建造契約が結ばれた日  
Date of building contract .....
- 1.4 総トン数  
Gross tonnage .....
- 1.5 載貨重量  
Deadweight .....
- 1.6 船舶の種類  
Type of ship .....

2 推進機関

Propulsion system

- 2.1 ディーゼル推進  
Diesel propulsion .....
- 2.2 ディーゼルー電気推進  
Diesel-electric propulsion .....
- 2.3 タービン推進  
Turbine propulsion .....
- 2.4 ハイブリッド推進  
Hybrid propulsion .....
- 2.5 上記以外の推進機関  
Propulsion system other than any of the above .....

3 二酸化炭素放出抑制指標

Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI)

- 3.1 第20.1規則に従って二酸化炭素放出抑制指標が、二酸化炭素放出抑制指標の計算過程を示した二酸化炭素放出抑制指標計算書に含まれる情報に基づいて計算されている。
- The Attained EEDI in accordance with regulation 20.1 is calculated based on the information contained in the EEDI technical file which also shows the process of calculating the Attained EEDI. ....
- 二酸化炭素放出抑制指標は、 ..... グラム-CO<sub>2</sub>/トン-マイル
- The Attained EEDI is: ..... grams-CO<sub>2</sub>/tonne-mile

3.2 二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。

The Attained EEDI is not calculated as:

- 3.2.1 この船舶は、第2.23規則で定義する新船ではないため、第20.1規則により免除されている。  
the ship is exempt under regulation 20.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.23
- 3.2.2 この種類の推進機関は、第19.3規則に従い免除されている。  
the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3
- 3.2.3 第19.4規則に従い、第20規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。  
the requirement of regulation 20 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19.4
- 3.2.4 この種類の船舶は、第20.1規則に従い免除されている。  
the type of ship is exempt in accordance with regulation 20.1

4 二酸化炭素放出抑制指標の基準

Required EEDI

- 4.1 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、 \_\_\_\_\_ グラム-CO<sub>2</sub>/トン-マイル  
Required EEDI is: \_\_\_\_\_ grams-CO<sub>2</sub>/tonne-mile
- 4.2 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用されない。  
The required EEDI is not applicable as:
  - 4.2.1 この船舶は、第2.23規則で定義する新船ではないため、第21.1規則により免除されている。  
the ship is exempt under regulation 21.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.23
  - 4.2.2 この種類の推進機関は、第19.3規則に従い免除されている。  
the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3
  - 4.2.3 第21規則の要件が、第19.4規則に従い当該船舶の主管庁により免除されている。  
the requirement of regulation 21 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19.4
  - 4.2.4 この種類の船舶は、第21.1規則に従い免除されている。  
the type of ship is exempt in accordance with regulation 21.1
  - 4.2.5 この船舶の大きさは、第21.2規則の表1の適用最小値を下回っている。  
the ship's capacity is below the minimum capacity threshold in Table 1 of regulation 21.2

5 二酸化炭素放出抑制航行手引書

Ship Energy Efficiency Management Plan

- 5.1 この船舶には、第22規則に従って二酸化炭素放出抑制航行手引書が交付されている。  
The ship is provided with a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) in compliance with regulation 22

6 二酸化炭素放出抑制指標計算書

EEDI technical file

- 6.1 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書には、二酸化炭素放出抑制指標計算書が第20.1規則に従って添付されている。  
The IEE Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 20.1
- 6.2 二酸化炭素放出抑制指標計算書の識別/確認番号  
The EEDI technical file identification/verification number \_\_\_\_\_
- 6.3 二酸化炭素放出抑制指標計算書の確認日  
The EEDI technical file verification date \_\_\_\_\_

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

\_\_\_\_\_ において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at \_\_\_\_\_

(Place of issue of Record)

\_\_\_\_\_ (発給の日)

\_\_\_\_\_ (Date of issue)

地 方 運 輸 局 長  
 運 輸 監 理 部 長  
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長  
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

第一号の五の様式（第一条の二十九関係）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 総トン数の欄には、法第51条の4の規定による総トン数を記載すること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の六様式（第一条の三十関係）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の30第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名	船 舶 番 号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
証書の番号	
証書の交付年月日	
証書の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の七様式（第一条の三十一関係）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の31第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
証書の番号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備 考			

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の六様式から第四号様式まで、第七号様式、第八号様式及び第十号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改める。

「新造船/現存船

New/existing ship

第11規則3が適用される船舶の種類

Type of ship for the application of regulation 11.3

第十二号の三様式中

「新造船/現存船

を

New/existing ship]

を

新造旅客船/現存旅客船

New/existing passenger ship

旅客船以外の船舶

Ship other than a passenger ship

「ふん尿等浄化装置が決議MEPC.2(VI)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁に

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provi

「ふん尿等浄化装置が決議MEPC.2(VI)で規定されている排水

The sewage treatment plant is certified by the Administration to

より証明されている。

改

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.159(55)で規定されている排

ded for in resolution MEPC.2(VI).J

The sewage treatment plant is certified by the Administration to

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.227(64)で規定されている排

The sewage treatment plant is certified by the Administration to

基準に適合していることが主官庁により証明されている。

meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.2(VI).

水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

改める。

meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.159(55).

水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.227(64).J

第十三号様式から第十五号様式まで、第十七号様式及び第十九号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第五条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改める。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第六条 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条、第五条第二項第二号、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一号及び第十一条第二項第一号中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改める。

（船員法施行規則の一部改正）

第七条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第十号中「一」を「いずれか」に改め、同項第十七号中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）」を「海防法」に、「第十一条の十第一項の表第一号及び第二号」を「第十一条の十の表第一号上欄」に、「同条第二項第一号イ」を「同号下欄」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。次号において「海

「防法」という。）第十条の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をいう。）の排出を行ったとき（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の四十三ただし書の場合を除く。）。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第一及び別表第二中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改め、「第十九条の十五第三項（）」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

別表第三及び別表第四中「第十九条の十五第三項（）」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第九条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「検査」の下に「（同法第八条の船舶にあつては、船級協会（同条の登録を受けた船級協会をいう。次条第二項及び第三十九条第二項において同じ。）が同法第八条の規定に

より行う検査)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(危険物運送船適合証の交付申請)

第三十八条の二 船舶安全法第八条の船舶であつて船舶安全法施行規則第四十八条の五に規定する検査を要しないものに係る危険物運送船適合証の交付を受けようとする者は、危険物運送船適合証交付申請書(第一号の二様式)を船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

2 危険物運送船適合証交付申請書には、次に掲げる書類(初めて危険物運送船適合証の交付を受ける船舶にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類並びに船級協会の検査に関する事項を記録した書類)を添付しなければならない。

一 船舶検査証書及び船舶検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

二 危険物運送船適合証

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

第三十九条第二項を次のように改める。

2 従前の危険物運送船適合証の有効期間の満了前に、船舶安全法第五条第一項第一号に規定する定期検査(同法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条において「定期検査等」という。)を受け、当該定期検査等に係る危険物運送

船適合証の交付を受けた場合は、従前の危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

第四十条第一項中「船舶検査証書の延長された」を「船舶安全法第十条第二項の規定により延長された船舶検査証書の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 船舶安全法第十条第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長された場合は、当該船舶の危険物運送船適合証の有効期間は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該船舶検査証書の延長後の有効期間の満了する日までとする。

第四十四条第一項中「の書換え」を「の交付（第三十八条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。）」、書換え」に、「書換え若しくは再交付又は交付」を「交付、書換え又は再交付」に改める。

第一号様式の次に次の一様式を加える。



第一号の二様式（第三十八条の二関係）

危険物運送船適合証交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名



危険物船舶運送及び貯蔵規則第38条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号又は船舶 検査済票の番号	
船籍港又は定係港			
船舶所有者の氏名又は名 称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏 名			
危険物の分類又は項目	危険物の積載場所		
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第十条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二」を「第四十六条の二―第四十六条の四」に改める。

第十八条第二項中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第二項又は第三項」に改める。

第三十四条第一項中「法第四条第一項ただし書若しくは第二項又は第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設すること」を「第四十八条の五に規定する検査」に改める。

第三十六条第一項中「交付の日から定期検査」の下に「(法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項において「定期検査等」という。)」を加え、「船舶(原子力船を除く。)」が、船舶検査証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は「を」法第十条第四項各号に掲げる場合又は船舶が「に」、「以降に定期検査」を「以降に定期検査等」に改め、「場合を除く。)」の下に「(原子力船に係る場合を除く。)」を加え、同条第二項中「第十七条の規定により」を「従前の」に、「定期検査」を「定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付」に、「当該船舶検査証書」を「従前の船舶検査証書」に改める。

第三十七条中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第四十六条の二を次のように改める。

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船（第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。）及び第四号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 国際航海に従事する高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

三 国際航海に従事しない高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

四 国際航海に従事する船舶（原子力船及び高速船を除く。）であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

五 国際航海に従事しない船舶（原子力船及び高速船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第三号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 前二項の申請をしようとする者は、有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）を管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

5 前項の有効期間延長申請書には、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添付しなければならない。

6 第二項及び第三項の規定による指定は、船舶検査証書及び船舶検査手帳に記入して行ふ。

第四十六条の二の次に次の二条を加える。

第四十六条の三 法第十条第三項の国土交通省令で定める事由は、船舶（原子力船を除く。）が、

定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けることが困難

であることとする。

2 法第十条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、法第八条の船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 船舶検査証書の写し

二 船舶検査手帳の写し

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 管海官庁は、法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、第三十二条第一項の規定により提出された船舶検査証書及び船舶検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 前項の規定により船舶検査証書及び船舶検査手帳の返付を受けた者は、当該船舶検査証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶検査証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶検査証書及び船舶検査手帳を管海官庁に提出しなければならない。

(国際航海に従事する旅客船の中間検査の時期の延期)

第四十六条の四 次の表の上欄に掲げる事由により中間検査を受けることができなかつた船舶(原

子力船を除く。以下この条において同じ。）について、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査の時期の延期をすることができ。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とする。

<p>一 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（次号の船舶を除く。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。</p>	<p>検査基準日（第十八条第二項の表備考第二号（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する検査基準日をいう。次号において同じ。）の翌日から起算して三月を超えない範囲内</p>
<p>二 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、航海中となること。</p>	<p>検査基準日から起算して一月を超えない範囲内</p>

2 第四十六条の二第四項から第六項までの規定は、中間検査の時期の延期について準用する。この場合において、第四項中「前二項」とあるのは「第四十六条の四第一項」と、「有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）」とあるのは「中間検査期日指定申請書（第二十一号の五様式）」と、同条第五項及び第六項中「船舶検査証書及び船舶検査手帳」とあるのは「船舶検査手帳」と読み替えるものとする。

第六十条の五に次の一項を加える。

5 法第八条の船舶に備える無線設備について第一項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

第六十五条の五第一項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第七項」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項、第三項及び第四項（第四十六条の四第二項において準用する場合を含む。）」、第四十六条の三第二項から第四項まで、第四十六条の四第一項」に改める。

第二十一号の四様式を削り、第二十一号の五様式中「第21号の5様式（第46条の2関係）」を「第21号の4様式（第46条の2関係）」に、「第46条の2第1項」を「第46条の2第2項（第3項）」に、「回船検査手帳」を「回船検査手帳」に改め、同様式を第二十一号の四様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

中間検査期日指定申請書

殿

年 月 日

申請者の氏名又は  
名称及び住所



下記の船舶について、船舶安全法施行規則第46条の4第1項の規定により中間検査の時期の指定を受けたいので、同条第2項において準用する同令第46条の2第4項により申請します。

<p>船種及び船名</p>		<p>船舶番号、船舶検査済票の番号又は 漁船登録番号</p>	
<p>時期の指定を受けようとする中間検査の種類</p>			
<p>船舶検査証書の有効期間</p>			
<p>運航予定</p>			
<p>備 考</p>			

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)

第十一条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「各号に掲げる」の下に「従前の」を加え、「定期検査又は中間検査(第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書に限る。)」を、「定期検査(船舶安全法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下「定期検査等」という。)」又は中間検査(第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書の交付を受けた船舶が受けるものに限る。以下この条、次条及び第五条の二において同じ。))を受け、当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付」に、「当該条約証書」を「従前の条約証書」に改める。

第五条第一項中「原子力旅客船安全証書」の下に「及び国際防汚方法証書」を、「を除く。以下この条」の下に「及び次条(第四項を除く。)」を加え、「満了する際」を「満了する時において」に、「船舶安全法第五条第一項の検査」を「定期検査等若しくは中間検査」に改め、同条第二項中「満了する際」を「満了する時において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 定期検査等又は中間検査の結果第二条の規定による条約証書の交付を受けることができる船舶(船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。)であつて、当該定

期検査等又は中間検査を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の条約証書の有効期間が満了するまでの間において当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けることができなかったものについては、従前の条約証書の有効期間は、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該定期検査等若しくは中間検査に係る条約証書が交付される日又は従前の条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面に条約証書（船舶安全法第八条の船舶に係る確認を受けようとする場合にあつては、条約証書の写し）を添えて管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。

3 管海官庁は、船舶安全法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、条約証書に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入し、前項の書面を提出した者に返付するものとする。

4 船級協会は、船舶安全法第八条の船舶に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、条約証書（旅客船安全証書及び当該証書に係る免除証書、原子力旅客船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書並びに国際防汚方法証書を除く。）に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入するものとする。

第六条第二項中「高速船安全証書」の下に「及び高速船航行条件証書」を加え、「又は高速船航行条件証書」を削る。

第十二条第一項から第三項までの規定中「及び貨物船安全設備証書」を「貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書」に改め、同条第四項中「規定する貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書」を「規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書」に、「発給業務規程に貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書」を「発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全全証書」に改め、「が定められている場合には、これ」を削る。

第二号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（噸崙叫）が交付するもの」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

第三号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（噸崙叫）が交付するもの」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

第七号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（噸崙叫）が交付するもの」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

第八号の二様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（噸崙叫）が交付するもの」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「から定期検査」の下に「(船級船(船級の登録をした国際航海日本船舶(旅客船を除く。))をいう。以下同じ。))にあつては、船級協会が法第二十条第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項及び第三十条において「定期検査等」という。)」を加え、「国際航海日本船舶が、船舶保安証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は」を「法第十三条第六項各号に掲げる場合又は国際航海日本船舶が」に、「以降に定期検査」を「以降に定期検査等」に改める。

第二十九条第一項第一号中「除く。」が「の下に「、船舶保安証書の有効期間が満了する時において」を加え、「定期検査」を「定期検査等」に改め、同項第二号中「従事するものが」の下に「、船舶保安証書の有効期間が満了する時において、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 法第十三条第五項の国土交通省令で定める事由は、国際航海日本船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶保安証書の交付を受けることが困難である

こととする。

2 法第十三条第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては船舶所在地官庁に、提出し、国際航海日本船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、船級船に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船舶保安証書の写し

二 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、船級船以外の国際航海日本船舶に係る前項の確認を行ったときは、第二十三条第二項の規定により提出された船舶保安証書に当該国際航海日本船舶が法第十三条第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 船級協会は、船級船に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、船舶保安証書に当該船級船が法第十三条第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

5 第三項の規定により船舶保安証書の返付を受けた者は、当該船舶保安証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶保安証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶保安証書を、

原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては船舶所在地官庁に、提出しなければならない。

第三十条中「第二十六条の規定により」を「従前の」に、「定期検査」を「定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶保安証書の交付」に、「当該船舶保安証書」を「従前の船舶保安証書」に改める。

第三十二条第二項中「定期検査、中間検査又は臨時検査」を「検査」に改める。

第四十条第三項中「（船級の登録をした国際航海日本船舶（旅客船を除く。）をいう。以下同じ。）」を削り、「規定する検査」の下に「（定期検査に相当するものを除く。）」を加える。

第八十一条第一項中「第二項ただし書及び第七項」を「第二項ただし書及び第九項」に改める。  
第七号様式を次のように改める。



船舶保安証書  
INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE



日本国  
JAPAN

番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
Certification No. \_\_\_\_\_

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十一章の二第一規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則 (ISPS コード) の規定により交付する。  
Issued under the provisions of the  
INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE)  
Under the authority of the Government of Japan.

船名  
Name of ship : \_\_\_\_\_  
船舶番号又は信号符字  
Distinctive number or letters : \_\_\_\_\_  
船籍港  
Port of registry : \_\_\_\_\_  
船舶の種類  
Type of ship : \_\_\_\_\_  
総トン数  
Gross tonnage : \_\_\_\_\_  
国際海事機関船舶識別番号  
IMO Number \_\_\_\_\_  
所有者の氏名又は名称及び住所  
Name and address of the owner : \_\_\_\_\_  
会社の名称及び住所  
Name and address of the Company : \_\_\_\_\_  
国際海事機関会社識別番号  
Company identification number : \_\_\_\_\_

この証書は、次のことを証明する。  
THIS IS TO CERTIFY :

- 1 この船舶の保安システム及びいかなる保安設備も、上記の国際規則 A 部第 19.1 項の規定に基づき検査されたこと。  
that the security system and any associated security equipment of the ship has been verified in accordance with section 19.1 of part A of the ISPS Code;
- 2 この検査の結果、この船舶の保安システム及び関連するいかなる保安設備も、全ての事項について満足なものであること並びにこの船舶が 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約第 XI-2 章及び上記の国際規則 A 部の規定に適合していることが明らかになったこと。  
that the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code;
- 3 この船舶に承認された船舶保安規程が備え置かれていること。  
that the ship is provided with an approved Ship Security Plan.

本証書は \_\_\_\_\_ の定期検査に基づくものとする。  
Date of initial/renewal verification on which this certificate is based \_\_\_\_\_

この証書は、上記の国際規則第 A 部第 19.1.1 項の規定による検査が行われることを条件として \_\_\_\_\_ まで効力を有する。

This Certificate is valid until \_\_\_\_\_ subject to verifications in accordance with section 19.1.1 of part A of the ISPS Code.

この証書は、 \_\_\_\_\_ を条件として効力を有する。

This Certificate is valid subject to .....

.....において交付した。  
(証書の交付の場所)

Issued at .....  
(Place of issue of the Certificate)

交付の日付 .....  
Date of issue .....

.....  
(signature of duly authorized official issuing the Certificate)

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION

上記の国際規則 A 部第 19.1.1 項の規定により要求される中間検査において、この船舶が上記の条約第 XI-2 章及び国際規則 A 部の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an intermediate verification required by section 19.1.1 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

中間検査  
Intermediate verification

署名  
Signed

.....  
(signature of authorized official)

場所  
Place

日付  
Date

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

臨時検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL VERIFICATIONS

臨時検査  
Additional verification

署名  
Signed

.....  
(signature of authorized official)

場所  
Place

日付  
Date

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

臨時検査  
Additional verification

署 名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)  
場 所  
Place \_\_\_\_\_  
日 付  
Date \_\_\_\_\_

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

臨時検査  
Additional verification

署 名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)  
場 所  
Place \_\_\_\_\_  
日 付  
Date \_\_\_\_\_

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

上記の国際規則 A 部第 19.3.7.2 項の規定に基づき追加的に行われた中間検査  
ADDITIONAL VERIFICATION IN ACCORDANCE WITH SECTION A/19.3.7.2 OF THE ISPS CODE

上記の国際規則 A 部第 19.3.7.2 項の規定に基づき追加的に行われた中間検査において、この船舶が上記の条約第 XI-2 章及び国際規則 A 部の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an additional verification required by section 19.3.7.2 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

署 名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)  
場 所  
Place \_\_\_\_\_  
日 付  
Date \_\_\_\_\_

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

上記の国際規則A部第19.3.3項の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された  
証書の有効期間を延長するための裏書

**ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN  
5 YEARS WHERE SECTION A/19.3.3 OF THE ISPS CODE APPLIES**

この船舶は、上記の国際規則A部の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同規則A部第19.3.3項の  
規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS Code, and the Certificate shall, in accordance with  
section 19.3.3 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until.....

署名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)

場所  
Place \_\_\_\_\_

日付  
Date \_\_\_\_\_

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

**更新検査が完了し、上記の国際規則A部第19.3.4項の規定を適用する場合における裏書  
ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL VERIFICATION HAS BEEN COMPLETED  
AND SECTION A/19.3.4 OF THE ISPS CODE APPLIES**

この船舶は、上記の国際規則の関係規定に適合していると認められる。よってこの証書は、同規則A部第19.3.4項の規定  
に従って.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS Code, and the Certificate shall, in accordance with  
section 19.3.4 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until.....

署名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)

場所  
Place \_\_\_\_\_

日付  
Date \_\_\_\_\_

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

**上記の国際規則 A 部第 19.3.5 項又は第 19.3.6 項の規定を適用する場合における検査港  
に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書  
ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF  
VERIFICATION WHERE SECTION A/19.3.5 OF THE ISPS CODE APPLIES OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE  
SECTION A/19.3.6 OF THE ISPS CODE APPLIES**

この証書は、上記の国際規則 A 部 19.3.5 項又は 19.3.6 項の規定に従って.....まで効力を有するものとする。  
This Certificate shall, in accordance with section 19.3.5 / 19.3.6 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until .....

署名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)

場所  
Place \_\_\_\_\_

日付  
Date \_\_\_\_\_

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖縄総合事務局局長  
沖縄総合事務局海運事務所長

上記の国際規則A部第19.3.7.1項の規定を適用する場合における検査基準日を繰上げるための裏書  
**ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF EXPIRY DATE WHERE SECTION A/19.3.7.1 OF THE ISPS CODE APPLIES**

上記の国際規則A部第19.3.7.1項の規定に従い、新たな検査基準日は、\_\_\_\_\_とする。  
 In accordance with section 19.3.7.1 of part A of the ISPS Code, the new expiry date is \_\_\_\_\_

署名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)

場所  
Place \_\_\_\_\_

日付  
Date \_\_\_\_\_

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖縄総合事務局局長  
沖縄総合事務局海運事務所長

(注)会社とは、条約附属書第9章第1規則の会社をいう。

(国土交通省組織規則の一部改正)

第十三条 国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

第百二条第二項第三号中「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標」に改める。

第百三条第六項第一号口中「の承認」の下に「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

(地方運輸局組織規則の一部改正)

第十四条 地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号、第百二十七条第二項第九号及び第百五十三条第二項第九号中「の承認」の下に「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(改正法附則第二条第一項の国土交通省令で定める中間検査)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)附則第二条第一項の国土交通省令で定める中間検査は、第四条の規定による改正後

の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（附則第四条において「新検査規則」という。）第十四条第一項に規定する第一種中間検査とする。（第一議定書締約国の現存船以外の現存船への適用開始日）

第三条 改正法附則第五条第一項の国土交通省令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。（経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚染防止証書及び第十二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書は、新検査規則第十二号の三様式の国際汚染防止証書及び第十二条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書とみなす。（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令の一部改正）

第五条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気

汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。